対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
栃木県宇都宮市	栃木県下野市	栃木県河内郡上三川町
五代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、さつき一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、新富町、末広一丁目及び二丁目、雀の宮五丁目から七丁目まで、雀宮町（次の図面に示す部分に限る。）、高砂町、羽牛田町（次の図面に示す部分に限る。）、針ヶ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町、御田長島町（次の図面に示す部分に限る。）、南高砂町、南町、茂原一丁目から三丁目まで並びに茂原町（次の図面に示す部分に限る。）	上古山及び下古山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字上神主、大字下神主、大字鞘堂及び大字ゆうきが丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十二　陸上自衛隊相馬原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井千十七番地二
対象防衛関係施設の区域	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井及び大字広馬場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	箕郷町柏木沢及び箕郷町矢原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	群馬県北群馬郡榛東村	大字新井、大字広馬場及び大字山子田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十三　陸上自衛隊新町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市	新町千八十番地
対象防衛関係施設の区域	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	新町（次の図面に示す部分に限る。）
	群馬県藤岡市	岡之郷及び立石新田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	群馬県佐波郡玉村町	大字角渕（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県児玉郡上里町	大字金久保、大字勅使河原及び大字毘沙吐（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十四　陸上自衛隊新町駐屯地吉井分屯地

対象防衛関係施設の所在地	群馬県高崎市	吉井町馬庭二千五百二十九番地
対象防衛関係施設の区域	群馬県高崎市	吉井町小暮及び吉井町馬庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	群馬県高崎市	城山町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺尾町（次の図面に示す部分に限る。）、山名町（次の図面に示す部分に限る。）、根小屋町（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町池（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町岩井（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町小串（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町岩崎（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町小暮（次の図面に示す部分に限る。）、吉井町南陽台一丁目から三丁目まで並びに吉井町馬庭（次の図面に示す部分に限る。）